

大田原市告示第83号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり公の施設の手数料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

大田原市長 相馬 憲一

公の施設の 名称	委託を受けた者		委託事務の内容	委託期間	所管課
	主たる事務 所の所在地	名称			
大田原市緑 資源リサイ クル施設	大田原市 新富町3 丁目8番 10号	公益社団 法人大田 原市シル バー人材 センター	大田原市緑資源リ サイクル施設の設 置及び管理に関す る条例（平成21 年条例第34号） 第10条に規定す る手数料の徴収事 務	令和6年4 月1日から 令和7年3 月31日ま で	生活環境課